

# 電気通信番号の犯罪利用対策に向けた 制度見直しの検討に関する当社考え

NTTコミュニケーションズ株式会社

2024年8月6日

## 第4回WGで検討された「事業者における取組み」について

### ■ 当社の考え

- ✓ 特殊詐欺対策の効果等を考慮して、番号提供の際に実施する取組について制度化する項目・事業者の自主的な取組に委ねる項目を適切に区分することに賛同します。
- ✓ 犯罪に関与する恐れのない事業者・エンドユーザに対する番号提供が、過度な規制の影響を受けてしまうことで、電気通信市場の健全な発展が阻害されることがないように、取組みの実施にあたり特に留意すべきと考えます。

項目	賛否	当社考え
①電気通信番号使用計画の認定の確認	賛成	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的な確認の方法を一元化することに賛同します。</li><li>対面取引/非対面取引において「認定証」が現に有効な原本であるか判断が困難な場合があるため、「電話番号・電話転送サービスの新たな提供ルール」の周知・運用に関する基本方針（令和4年12月）」に定められた総務省が作成・公表する<b>認定事業者リストとの照合を併用</b>することが有効と考えます。⇒参考1</li></ul>
②番号の卸提供数の制限	賛成	<ul style="list-style-type: none"><li>事業実績を確認し、実績の少ない事業者には大量の番号を提供しないよう制限することに賛同します。</li><li>全ての事業者に対して一律に提供可能な番号を50番号に制限することなく、<b>例外適用となるケースが整理される</b>ことを希望します。⇒参考2</li><li>事業実績の起点を客観的に判断できるよう、<b>事業者共通の判断基準</b>の例示を希望します。⇒参考3</li></ul>
③本人確認	賛成	<ul style="list-style-type: none"><li>重畳的な義務付けは不要とし、①の番号使用計画の認定の確認で足りるとする考え方に賛同します。⇒参考4</li></ul>
④当人確認	賛成	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者への負担を考慮して状況を見ることとする考え方に賛同します。</li></ul>
⑤与信審査	賛成	<ul style="list-style-type: none"><li>番号制度の観点からは義務付ける必要はないとの考え方に賛同します。</li></ul>
⑥二次卸の禁止	賛成	<ul style="list-style-type: none"><li>二次卸の禁止の義務付けについては見送るとの考え方に賛同します。</li></ul>

## 参考1.電気通信番号使用計画の認定の確認における認定事業者リスト照合について

- 電気通信番号使用計画の認定を受けていない事業者に番号の提供を行うことがないよう、指定事業者・非指定事業者とみなし認定事業者のそれぞれに応じた確認方法を一元化することは有効と考えます。
- 当社が番号提供に係る申込を受ける方法は、対面、電話及びWebによります。認定を受けていることの確認は、対面で認定証の提示を受ける、電話・Web申込で認定証又は写しの郵送・添付ファイルで受領する等の方法が考えられます。
- 認定を取り消された事業者が認定証の写しを手元に控えていた場合で、当該写しの提示を受けたり、郵送・添付ファイルで受領する等の場合、現に有効な認定証と誤認して番号の提供を行ってしまう可能性があります。確認方法の一元化に加えて、確認を補足するため「電話番号・電話転送サービスの新たな提供ルールの周知・運用に関する基本方針（令和4年12月）」に定められた、**総務省が作成・公表する認定事業者リストとの照合を併用**することが有用と考えます。

契約の相手方	確認方法	確認を補足する方法案
指定事業者・非指定事業者	・ 電気通信番号使用計画認定証又は電気通信番号使用計画変更認定証	・ 総務省が作成・公表する <b>認定事業者リストとの照合</b>
みなし認定事業者	・ 標準電気通信番号使用計画及び電気通信事業登録又は届出番号の通知書	・ 総務省が作成・公表する <b>認定事業者リスト、登録電気通信事業者一覧及び届出電気通信事業者一覧との照合</b>

- 定められた確認方法に従い十分に注意を払って相手先事業者の認定を確認したにも関わらず、認定を受けていないこと・取り消されたことを見抜くことができず番号の提供を行ってしまった場合は、**総務省へ情報提供して契約解除することとして免責の検討をお願いします。**

## 参考2.番号の卸提供数の制限に関する例外適用の整理について

- 短期間で電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないよう、例えば事業実績が6カ月未満の事業者には提供可能な番号を50番号に制限することは、不正利用対策として一定の効果があると考えます。
- 他方、特殊詐欺に使用する意図を持った事業者とまで言えない事業者に対して提供可能な番号を50番号に制限することは、当該事業者の事業活動・企業経営に大きな影響を与えることから望ましくないと考えます。
- 全ての事業者に対して提供可能な番号を一律に50番号に制限することなく、**以下のようなケースへ例外適用が可能か、ご検討をお願いします。**

構成員限り

## 参考3.事業実績6カ月未満の判断基準の例示について

- 短期間で電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないよう、事業実績を確認することとし、確認にあたっては電気通信番号を提供する**事業者共通の判断基準**によることが有効と考えます。

事業開始日の判断基準例		有効性
自社の電気通信番号の提供開始日	◎	• 事業実績があることが十分に判断可能
他事業者の電気通信番号の提供を受けて事業開始した日	○	• 事業実績があることを示す客観的な情報から判断可能（ニュースリリース、サービス紹介、導入事例）
電気通信番号使用計画認定証又は電気通信番号使用計画変更認定証の日付	△	• 電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持って6カ月以上前に認定証を取得する事業者に対して、抑止効果が薄い
標準電気通信番号使用計画及び電気通信事業登録又は届出番号の通知書の日付	△	• 電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持って6カ月以上前に標準番号使用計画を作成して事業登録又は届出を実施する事業者に対して、抑止効果が薄い

## 参考4.本人確認の取組みの重畳不要について

- 当社が番号提供に係る契約を締結する際、サービスに応じて下表の通り本人確認を実施しております。犯収法に基づき、又は自主的な取組として本人確認が実施される場所、**重畳的な義務付けは不要**と考えます。

当社サービス区分	本人確認の取組み	
	電気通信番号使用計画の認定手続	当社が契約を締結する際の実施事項
犯収法の特定業務（電話転送サービス業務）	（事業登録・届出の確認を通じて） <b>本人確認が実施</b> されたことを確認して認定手続を実施	犯収法に規定される <b>本人確認を実施</b>
犯収法の特定業務以外の転送電話サービス		固定電話番号の使用条件に規定される <b>本人確認を実施</b>
上記以外の電話サービス		与信審査・契約リスク管理として <b>本人確認を実施</b>